

●機密横須賀鎮守府法令第六〇號 昭和十二年八月二十一日

横須賀鎮守府飛行機待機内規左ノ通定ム

横須賀鎮守府飛行機待機内規

第一條 本内規ハ部下航空隊ニ於ケル飛行機ノ待機ニ關スルコトヲ規定ス

第二條 横須賀警備戰隊及横須賀防備戰隊所屬艦船搭載飛行機ノ待機ニ關シテハ當該戰隊司令官ノ定ムル所ニヨル

第三條 飛行機ノ待機ヲ左ノ通區分ス

一 即時待機

二 第一待機

三 第二待機

四 第三待機

第四條 飛行機ノ待機ヲ令スル場合ハ時刻(要スル場合)、待機スベキ飛行機種及機數ヲ指示スルヲ例トス

(例) 某時以後九五式艦戰三機即時待機

某日以後九一式飛行艇一機第三待機

第五條 各種待機法ヲ左ノ通定ム

待機種別	待機		記事
	飛行機	搭乗員及飛行機員	
即時待機	出發ニ便ナル位置ニ配列シ發助 機ヲ常時緩轉ス	搭乗員ハ全部飛行機ニ搭乗命ヲ 待ツ	

第一待機	第二待機	第三待機
出機ハ停止ス 但シ出下 進シ得ル如ク必要ニ應ジ時々煖機ヲ行フモノトス	飛行準備ヲ完成シ格納庫前ニ配列ス (一) (二)	(一) (二) 受令後二時間以内ニ發進シ所定ノ任務ニ就キ得ルヲ目途トシ 其ノ要領ハ航空隊司令ノ定ムル所ニヨル 待機ノ時間ヲ伸縮スル場合ハ特令ス
飛行機隊指揮官ハ飛行機隊指揮所ニアリテ受令ニ應ジ 右ノ外搭乗員及飛行機員ハ出機準備ヲ完成シ飛行機隊近ニアリテ命ヲ待ツ	飛行機隊指揮官ハ飛行機隊指揮所ニアリテ受令ニ應ジ 右ノ外搭乗員及飛行機員ハ飛行機隊近ニアリテ命ヲ待ツ	

二十二ノ十二

1500

●機密横鎮法令第五三號 昭和四年十一月二十二日	
横須賀鎮守府暗號書ヲ左記ノ通り定ム	
横須賀鎮守府第一暗號甲	(艦船所用)
同 乙	(艦船所用)
同 甲	(飛行機用)
同 乙	(飛行機用)
横須賀鎮守府第二暗號甲乙	(艦船所用)
同 甲乙	(飛行機用)
別冊ハ所要ノ向ニ配付ス	
●機密横鎮法令第三四號 昭和五年九月五日	
昭和四年機密横須賀鎮守府法令第五三號別冊横須賀鎮守府第一暗號甲(飛行機用)ヲ別冊ノ通改正ス	
別冊ハ所要ノ向ニ配付ス	
附 令	
本令ハ昭和五年九月十日ヨリ施行ス	

●機密横鎮法令第一二號
昭和五年四月十二日
横須賀鎮守府統監部用暗號書ヲ別冊ノ通り定ム
別冊ハ所要ノ向ニ配付ス

1502